

新婚世帯やパートナーシップ宣誓をしたおふたりの新生活を応援

結婚新生活・移住定住支援事業

引越し費用の補助

最大 **15** 万円

受付期間：令和 7 年 6 月 2 日 (月) から
令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

相模原でくらそう

※予算に達し次第、受付を終了いたします。

※申請方法や必要書類など、詳しくは市ホームページで
ご確認ください。

※ご不明な点は住宅課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

相模原市役所 住宅課

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

TEL042-769-9817



結婚新生活・移住定住支援事業

相模原市は新婚世帯やパートナーシップの宣誓をしたおふたりの新生活を応援します。

1 補助対象

主な要件は次のとおりとなります。詳しい対象要件や必要書類等については市のHPをご確認ください。

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日の期間に婚姻届を受理された夫婦又はパートナーシップ宣誓をしたおふたり
- 夫婦等の双方の年齢が39歳以下（婚姻届等が受理された時点）
- 夫婦等の所得控除後の合計所得が500万円未満
- 引越先が居住誘導区域又は中山間地域の災害ハザードを除いた区域にある住宅 など

▼市のHP



2 補助金額

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に引越業者又は運送業者へ支払った費用（引越代）を補助します。ただし、次の費用は対象外となります。

- 不要品の処分費用
- 友人などに依頼して引越をした場合に要した費用
- レンタカーを借りて引越をした場合
- エアコンや洗濯機の設置費用（工事代）
- クリーニング費用 など

最大
15万円

予算に達し次第、
受付を終了します。

3 補助の流れ（概要）

01

補助金の申請

婚姻後の住民票や引越に係る領収書・見積書、夫婦等双方の令和6年度の納税証明書及び令和7年度の課税証明書などの必要書類を用意し、市のHPから申請してください。

02

書類審査

書類審査は1か月程度です。※書類に不備がありましたらメールや電話で連絡します。

03

補助金の請求

振込先口座が確認できる書類などの必要書類を用意し、市のHPから請求してください。